

「適正な電力取引についての指針（改定案）」に対する御意見の概要及び御意見に対する考え方

No	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	全体	電力小売完全自由化後は、「みなし小売電気事業者」とされる現在の一般電気事業者の発電供給におけるシェアが圧倒的に大きく、他方で卸電力市場は非常に小さいことが、電力取引の適切性を損ねる様々な要因をはらんでいると考えるが、改定案は、問題となる行為をどのように起こらないようにするかという点で具体性に欠け、その効果に疑問がある。独占状態を解消することを目指したルールとして、「みなし小売電気事業者」に対する制限を、より具体的に、実効性のあるものとすべきである。【事業者、団体】	本指針では、卸売分野を含めて、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者や発電事業者が行う行為について、公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為を過度に限定しないように留意しつつ具体的に示しております。本指針に沿って、引き続き適切に市場の監視を行ってまいります。
2	第一部 1 指針の必要性	自由化の進捗に合わせ、政府はこの指針の改定に努めてきたが、結果の独占状態の改善が図られてこなかったことを重く顧みることが必要である。今般の指針の改正の必要性の記述は、この認識が不十分である。【事業者】	本指針は、部分自由化の進展等の状況変化に伴い、数次の改定を重ねてまいりましたが、今般の改定で、第一部「1 指針の必要性」において、一連の電力システム改革を踏まえ、平成28年4月の小売全面自由化により新たなステージに入る新しい電力市場における適正な取引の在り方を規定するものであることを明示いたしました。
3	第二部 I 小売分野における適正な電力取引の在り方 2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為	本指針案は、小売分野における記載範囲が、「一般電気事業者であった小売電気事業者」と「新電力」との間の競争適正化に注力されている。 しかしながら、大規模な産業用電力の分野において、複数の産業用電気供給者による競争環境が整うまでの間は、独占的地位にある一般電気事業者が取引条件を不当に不利益変更することや、それに伴う電力多消費産業の国際競争力低下といった弊害を回避するための何らかの経過措置が必要と考え	本指針の個別具体的なケースへの適用については、市場や取引の実態を踏まえて個別の判断が求められるものであり、これらを網羅的にあらかじめ明らかにすることは困難ですが、御指摘のような市場の状況も踏まえ、適切に本指針を運用してまいります。

No	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
	(1) 小売供給	る。【事業者】	
4	I 2 (1) ① 小売料金の設定及び小売供給に関する行為 ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為	料金内訳として、小売電気事業者は需要家への請求書、領収書等に託送供給料金相当支払金額を明記することを義務づけるべきである。【団体、個人】	小売全面自由化後は、託送料金相当部分の明示により、①一般送配電部門の業務の公正性・透明性を確保する、②事業者努力により料金を下げる余地のある部分（託送以外の発電・小売）が明確化され競争領域での料金抑制の努力が促される、③託送料金に関する需要家の関心が高まりチェックが働きやすくなる、といった効果が期待されることから、本指針において、請求書等への記載を全ての小売電気事業者にとって「望ましい行為」として明記しております。
5		請求書・領収書等に記載される託送供給料金相当支払金額について、使用済燃料再処理等既発電費相当額等の内訳も表示することを望ましい行為と位置づけるべきである。【事業者、個人】	電力の適正な取引を確保する観点からは、再生可能エネルギー発電促進賦課金や使用済燃料再処理等既発電費相当額の明示を求める必要は必ずしもないと考えています。
6		託送供給料金相当支払金額の請求書・領収書等への表示については、情報システムの整備等が必要となるため、経過的な措置を設けるとともに、その措置内容についてどのような内容を明記することが望ましいのか示してほしい。【無記名】	4月の全面自由化に向け、既に請求書等の発行のためのシステム開発等を進めている小売電気事業者も多く、自由化初期から対応することが技術的に困難な場合も考えられます。そのような場合には、正確な金額に代えて、概算額や適用される託送料金の単価を記載することや、今後のシステム改修の中で対応することが期待されます。
7	I 2 (1) ① イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為	消費者と小売電気事業者の間での電気の契約についてクーリング・オフ制度を導入し、全ての小売電気事業者に消費者からのクーリング・オフの対応を義務づけることを要望する。【団体】	料金規制・供給義務が課されている特定小売供給に係る契約を除き、小売電気事業者と訪問販売又は電話勧誘販売で小売供給契約を結んだ場合は、クーリング・オフの対象となります。
8	I 2 (1) ①イ i セット販売にお	・区域において一般電気事業者であった小売電気事業者は依然として有力な地位にあり、当分の間、需要家の多くは当	電気と他の商品又は役務のセット販売を行うに当たり、当該他の商品又は役務の事業分野においても、競争を阻害する行

No	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
	ける不当な取扱い	<p>該小売電気事業者から引き続き電気の小売供給を受け続けることも考えられるので、他の事業分野の事業者と業務提携を行うことは、他の事業分野における適正な競争を阻害するおそれがある。したがって、100%近いシェアを維持し有力な立場にある一般電気事業者であった小売事業者のセット販売は許容すべきでない。【個人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セット販売に関する公正取引の監視を強化すべきである。 <p>自由化後、さまざまな小売メニューが創設され、自由な価格競争となることは、自由化の目的でもあり望ましいことでもあるが、現在出されている他業種間の提携によるセット販売等は、価格構造が見えにくく、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者との提携によるセット割引などは、形を変えた独占となりかねない。【事業者】</p>	<p>為は独占禁止法上問題となりますが、その主体が有力な事業者というだけで直ちに独占禁止法上問題となるものではありません。</p> <p>公正取引委員会としては、引き続き電力市場の状況を注視し、独占禁止法上問題となる行為が認められた場合には、厳正に対応してまいります。</p>
9	I 2 (1) ①イ vi 需給調整契約の解除・不当な変更	<p>現在の一般電気事業者が締結している需給調整契約は、小売の付帯契約ではあるが、「需給調整」とは名ばかりで、実質的には単なる割引として機能している。よって、この需給調整契約の整理によっては、旧一般電気事業者と新電力の競争上、大きな差異となるおそれがある。</p> <p>本指針においても、真に需給調整を目的とする契約であるか、単なる割引であるかをしっかり区別することを明記すべきである。小売の割引契約をあたかも需給調整契約であるかのごとく装うことは、問題となる行為と位置づけるべきである。</p> <p>【個人】</p>	<p>小売全面自由化後、小売電気事業者は同時同量制度の下で、小売電気事業者としての同時同量の達成のための需給管理を行うこととなります。こうした目的で、いわゆる需給調整契約を小売電気事業者が需要家と締結することも想定されると考えております。頂いた御意見については、今後の制度設計の参考とさせていただきます。</p>
10	I 2 (1) ①イ vii 不当な違約金・	<p>2年を超える契約はできないこと及び契約更改時期における事前通知の義務化を求める。【団体】</p>	<p>本指針とは別途、経済産業省が制定した「電力の小売営業に関する指針」では、小売供給契約の解除を著しく制約する内</p>

No	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
	精算金の徴収		<p>容の契約条項を設けることを問題となる行為として記載しており、その該当性については契約条件や需要家と事業者の関係など総合的な事情を勘案して判断されます。家庭向けの電力小売では、例えば通信で議論になっている違約金が生じる契約期間が2年を超えるような契約は現状では考えにくいですが、今後、市場の動向を適切に監視し、個別対応では改善が難しい問題が発生した場合に、「電力の小売営業に関する指針」等への明記を検討したいと思います。</p> <p>また、電気事業法等の法令上、契約更新に際して、小売電気事業者等には更新後の契約期間などの供給条件の説明義務・書面交付義務が課されています。</p>
1 1	I 2 (1) ② その他の行為 イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 i スイッチングにおける不当な取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・スイッチング、部分供給、常時バックアップ等の申込窓口を広域機関に変更すべき。 ・指針は、現状の電力取引の抱える問題点を鋭く指摘しているが、その解決策を「みなし小売電気事業者」の自主性に委ねた形になっている。しかしながら、これまでの慣例、感覚、あるいは従来の常識などによって、指針が懸念しているようなことが起こってしまう可能性は大きい。 ・小売分野の100%近い市場シェアを持ち、電源の多くを所有する一般電気事業者ではなく、申込みの順番や分類など、入口での公平性を確保するためにも、できる限りあらゆる手続の申込窓口を広域機関とすべきである。【団体、個人】 	<p>本指針では、部分供給及び常時バックアップにおける不当な取扱いを「問題となる行為」として記載することなどを通じて、公平な競争環境の整備を行っております。今後の部分供給の契約実態の状況等を見ながら、公平な競争環境の整備を引き続き検討してまいります。</p> <p>スイッチングについては、広域的運営推進機関が運用するスイッチング支援システムを通じて行われることとなっており、一般送配電事業者と小売電気事業者との連携の一元化が図られています。</p>
1 2	I 2 (1) ② ii 需要家への不当	1 4 ページの「需要家の誤解を招く情報提供」について、1 事例（停電しにくい）しか挙げられていないが、もっと多く	頂いた御意見も踏まえ、本指針に基づき、需要家の誤解を招く情報提供が行われないよう、適切に監視を行ってまいりま

No	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
	な情報提供	の事例を検討し、問題となる表現を列挙すべきと考える。環境性、価格といった面でも、イメージを先行させた紛らわしい表現が用いられるおそれがある。 また、この改正案が制定された際には、その内容を新聞等を通じて広く一般に周知すべきと考える。【個人】	す。
13	I2 (2) 経過措置料金による小売供給 ア 適正な電力取引の観点から望ましい行為	経過措置料金の妥当性は部門別収支（事後規制）を通じた検証で確保されるべきものであり、「経過措置料金と自由料金との整合」という観点からの規制は不要である。【事業者】	「規制無き独占」を防ぐという観点から、みなし小売電気事業者については経過措置料金規制が講じられていますが、経過措置期間中において、みなし小売電気事業者が自由料金メニューとして経過措置料金よりも割安な料金設定や、新たなサービス提供を行うことは妨げられておりません。なお、経過措置料金から自由料金への内部補助が行われていないかの確認については、小売全面自由化後も引き続き部門別収支計算規則などによる規制が講じられております。
14	II 卸売分野における適正な電力取引の在り方 1 考え方	「みなし小売電気事業者」が、実際にどれだけの、どのような種類の電気を卸電力取引所に投入したかが明らかになり、指針を守っているかを誰でも検証できるように、卸電力取引所における全取引を記録し速やかに公開すべきである。【団体】	卸電力取引所での具体的な取引内容は、各取引参加者にとって秘匿性が高い営業情報であり、公開になじまないものと考えております。なお、卸電力取引所における取引については、適切に監視を行ってまいります。
15	II2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為 (1) 小売電気事業者への卸供給等 イ 公正かつ有効な	本指針案では、単独で行う場合と共同で行う場合の区別なく、「正当な理由なく」電気の卸供給を拒否し又は供給量を制限する行為は独占禁止法上違法となるおそれのあるものとして記載されている。一方、独占禁止法上、「正当な理由なく」行うことが不公正な取引方法とされているのは、共同の取引拒絶についてのみであり、単独の取引拒絶は、「不当に」行ったときに不公正な取引として扱うこととされている。したがっ	御指摘を踏まえ、単独で行う取引拒絶については不当に行った場合に、共同で行う取引拒絶については正当な理由がないのに行った場合に、独占禁止法上問題となり得ることが明確になるよう、両者を区別した記載に修正することとしました。

No	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
	競争の観点から問題となる行為 ① 卸供給契約における不当な料金設定等	て、本指針でも、単独で行う取引拒絶と共同で行う取引拒絶の違いについて、明確に区別して記載すべきではないか。【事業者】	
16		「供給量を制限する行為は、当該小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある」と記載されており、如何なる理由であれ、供給量を制限すれば直ちに独占禁止法上違法とされるように読める。ここで問題となるのは、こうした行為が小売事業者の事業活動を困難にさせてしまうことが明らかな場合であると考えられ、規制されるケースを限定して示すべきではないか。【事業者】	御指摘を踏まえ、単独で行う取引拒絶については、直ちに独占禁止法上問題となるものではなく、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合に独占禁止法上問題となるおそれがあること、共同で行う取引拒絶については、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれが生じ、原則として独占禁止法上問題となるおそれがあることが明確になるよう修正することとしました。
17		電気の卸供給を拒否したり供給量を制限したりする行為が取引拒絶として問題となる場合について、「当該発電事業者等以外からの電気の調達が不可能である場合には」を追記していただきたい。当該発電事業者等以外から電気の調達が可能であれば、他の小売電気事業者の事業活動の困難化は起きないと考えられるため、そのことを明確にしていきたい。【事業者】	電気の卸供給を拒否したり供給量を制限したりする行為が独占禁止法上問題となり得るのは、「当該発電事業者等以外からの電気の調達が不可能である場合」には限られないため、御指摘のように修正することは不相当であると考えます。 一方、独占禁止法上問題となる場合を明確にするため、上記16のとおり修正することとしました。
18		・ 不当な取引制限の主体について、「区域において一般電気事業者であった」を削除し、「発電事業者等が」としていただきたい。他の発電事業者等と共同して卸供給料金を高く設定する行為は、一般電気事業者であった発電事業者等であるか否かにかかわらず、全ての発電事業者に対しての規制とすべきであることを明確にしていきたい。【事業者】 ・ この項に限らず、こうした市場への数量を制限する、ある	現在の一般電気事業者は、改正電気事業法が施行される本年4月以降も当面はそれぞれの供給区域において引き続き有力な地位にあると考えられることから、本指針においては、改定後も現行の指針と同様に、一般電気事業者であった事業者がどのような行為を行えば独占禁止法上問題となり得るのかを示しています。

No	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>いは適正な価格形成を妨げるといった行為は、一般電気事業者であった発電事業者のみならず、広く発電事業者全体がなし得る行為であることを踏まえれば、「区域において一般電気事業者であった発電事業者等」ではなく、「発電事業者等」とすべきではないか。【事業者】</p>	
19		<p>卸供給の不当な料金設定については、区域において一般電気事業者であった発電事業者等が当該区域での卸供給に係る行為を規制するものであり、区域外での行為までを対象とするものではないことを明確にするため、「他の小売電気事業者に対して」ではなく、「当該区域に所在する需要家に供給し又は供給しようとする他の小売電気事業者に対して」としていただきたい。【事業者】</p>	<p>本指針は、第二部Ⅰ 1（1）①～③において示しておりますように、御指摘の箇所を含め全体的に、一般電気事業者であった事業者の従来の供給区域における行為について独占禁止法上の考え方を示しています。</p>
20	Ⅱ 2（2）卸電力取引所の活性化	<p>現行指針は卸売分野に「一般電気事業者の電気の調達」の項を設け、一般電気事業者が経済性追求や供給力確保（緊急的な調達も含む）のため卸電力取引所から調達することを期待する旨の考え方を示している。改定案には同様の記述は見当たらないが、現行指針の上記考え方（調達面での取引所活用）は、改定案の卸売分野の「卸電力取引所の活性化—積極的な活用」等の趣旨に含まれ、「一般電気事業者であった事業者」等に適用されると解釈してよいのか。【事業者】</p>	<p>御指摘のとおり、改定案第二部Ⅱ 2（2）の「卸電力取引所の活性化」において、卸電力取引所の積極的な活用を望ましい行為としており、調達面での取引所の活用は改定案の記載の趣旨に含まれます。</p>
21		<p>卸電力市場を活性化し、小売電力事業者が小売供給に必要な電気を卸売市場から十分確保できる環境を整備する方策を講ずべきである。 また、改定案で電力卸取引の一つとして、取引所取引の活性化を目指していること自体は評価できるが、電力卸取引のも</p>	<p>改定案で考え方を明らかにしているとおおり、小売市場で適切に競争が行われるためには、相対取引も含め、卸電力市場の活性化は不可欠と考えております。このため、引き続きその方策を検討するとともに、適切に市場の監視を行ってまいります。</p>

No	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>う一つである相対取引を活性化させることに関する記述は弱いので、卸電力の相対取引を流動化・活性化させるための手段を検討し、旧一般電気事業者等が主体となって行う相対取引活性化策を望ましい行為と位置づけるべきである。【事業者、個人】</p>	
22	<p>II 2 (2) イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 ① 卸電力取引所への電力投入の制限</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の取引先選択の自由を尊重する趣旨から、独占禁止法上、単独の取引拒絶は例外的な場合に限り違法とされ、したがって、公正取引委員会告示「不公正な取引方法」2項（その他の取引拒絶）においても「不当に、ある事業者に対し取引を拒絶し若しくは取引に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限し、又は他の事業者にこれらに該当する行為をさせること。」とされており、この場合、独占禁止法違反を主張する者による個別の立証が必要とされているものと認識している。しかしながら、改定案では、単独の取引拒絶についても共同の取引拒絶と区別なく「正当な理由なく」の文言が使用されており、独占禁止法違反を主張する者による個別の立証がなくても不当性が推定されるような記載となっている。したがって、改定案においても、単独の取引拒絶については「不当に」の文言を使用し、共同の取引拒絶と区別して記載をすべきである。【事業者】 ・当該取引拒絶に係る記載を削除するか、独占禁止法上の取引拒絶と同様に単独の取引拒絶と共同の取引拒絶を分けて整理するか、「正当な理由なく」を「不当に」に書き換えるべきではないか。【事業者】 	<p>御指摘を踏まえ、単独で行う取引拒絶については不当に行った場合に、共同で行う取引拒絶については正当な理由がないのに行った場合に、独占禁止法上問題となり得ることが明確になるよう、両者を区別した記載に修正することとしました。</p>

No	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>・単独の取引拒絶と共同の取引拒絶を並列した趣旨を明確にすべきである。【個人】</p>	
23		<p>「他の小売電気事業者が卸電力取引所において電力を調達することができず、その事業活動を困難にさせるおそれがあることから」は、「他の小売電気事業者が卸電力取引所において電力を調達することができず、その事業活動を困難にする場合には」に変更すべきである。卸電力取引所での調達がないと事業活動が困難になる事業者ばかりでは、需要家の利益が害されるため、基本的には小売電気事業者が自力で発電事業者と契約締結し、電源を確保すべきと考える。したがって、小売電気事業者自身の調達能力を高めるためにも、投入制限を直ちに独占禁止法違反とするのではなく、独占禁止法違反となる範囲を、小売電気事業者が卸電力取引所からの調達を真に必要とするときに意図的に投入制限した場合に限定することが適切である。【事業者、個人】</p>	<p>御指摘を踏まえ、単独で行う取引拒絶については、直ちに独占禁止法上問題となるものではなく、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合に独占禁止法上問題となるおそれがあること、共同で行う取引拒絶については、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれが生じ、原則として独占禁止法上問題となるおそれがあることが明確になるよう修正することとしました。</p>
24		<p>取引拒絶について、共同で卸電力取引所に電力を投入しない又はその数量を制限した場合においても、常時バックアップ等の別の調達手段も存在するため、「卸電力取引所から電気を調達できず、競争者の事業活動を困難にさせるおそれがある」とは断言できない。そのため、「他の小売電気事業者が卸電力取引所において電力を調達することができず」を「他の小売電気事業者が卸電力取引所以外から電力を調達することが不可能である場合」としていただきたい。【事業者】</p>	<p>発電事業者等が、他の発電事業者等と共同して、正当な理由なく卸電力取引所に電力を投入しない又はその数量を制限することは、「他の小売電気事業者が卸電力取引所以外から電力を調達することが不可能である場合」でなくても独占禁止法第2条第9項第1号の要件に該当する可能性があることから、原案のとおりといたします。</p>
25		<p>「供給量を制限する」の部分は、「供給量を著しく制限する」に変更すべきである。現状では、一般電気事業者は、必要か</p>	<p>卸電力取引所における電力の投入量や投入価格については、基本的には事業者の自由な経営判断によって決定されるも</p>

No	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>つ適正な予備率を確保した上で、原則全量を卸電力市場に投入することが求められている。しかも、現在では、自主的なルールによるものであるとはいえ、限界費用に近い金額での投入が行われている。このような状況下では、卸電力取引所を通じて旧一般電気事業者が適切な利潤を確保することはできない。しかし、旧一般電気事業者も市場を通じて利潤を確保する機会を保持しうることで、適正な競争につながる。このため、旧一般電気事業者にも一定の経営判断を行えるようにする余地を与えるべきである。「著しく」を入れたとしても、小売電気事業者の事業活動を困難にすれば違法となることに変わりはないため、問題はないと考える。【個人】</p>	<p>のであり、「必要かつ適正な予備率を確保した上で原則全量」を「限界費用に近い金額で投入」しない行為が、直ちに独占禁止法上問題となるものではありません。卸電力取引所に電力を投入しない又はその数量を制限するなどの行為が、独占禁止法上問題となるかどうかについては、「供給量を著しく制限」したかどうかではなく、単独で不当に又は共同して正当な理由なく卸電力取引所への電力の投入量を制限することにより、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるかどうかといった点を踏まえて、判断されることから、原案のとおりといたします。</p>
26		<ul style="list-style-type: none"> ・ 不当な取引制限について、「区域において一般電気事業者であった」を削除していただきたい。数量制限カルテルに事業者の市場シェアは関係ないことから、対象を「区域において一般電気事業者であった発電事業者等」に限定すべきではないと考える。【事業者】 ・ 不当な取引制限について、「区域において一般電気事業者であった発電事業者等」は、「発電事業者等」とすべきである。事業者が結託して競争を阻害することを防止することが重要なのであって、対象事業者を限定する必要はないと考える。【事業者】 	<p>現在の一般電気事業者は、改正電気事業法が施行される本年4月以降も当面はそれぞれの供給区域において引き続き有力な地位にあると考えられることから、本指針においては、改定後も現行の指針と同様に、一般電気事業者であった事業者がどのような行為を行えば独占禁止法上問題となり得るのかを示しています。</p>
27		<p>不当な取引制限について、「適正な価格形成を妨げる」の意義を明確にすべきである。本記載は、相対取引での談合を前提とする既存の判例・審決例における競争の実質的制限である「当事者である事業者らがその意思で、当該市場における価</p>	<p>記載の趣旨は明確と考えられることから、原案のとおりといたします。</p>

No	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
		格をある程度自由に左右することができる状態をもたらすこと」を、取引所取引における談合を念頭に置いて、判例・審決例の考え方を具体化したものだと思われるが、その趣旨が明確ではない。【個人】	
28	II 2 (3) 卸電力市場の透明性 ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為	インサイダー情報に関する社内管理体制の構築を「望ましい行為」と位置づけているが、公正性の確保のために「義務化」すべきである。【個人】	インサイダー情報の社内管理については、各事業者の規模、態様等に合わせて、各事業者の自律的な判断による管理体制の構築が望ましいと考えています。
29	II 2 (3) イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為	インサイダー情報として公表されることになる発電所の計画外停止情報をもとに、その不足分を調達しようとする際の市場価格を意図的につり上げる行為が行われぬように厳に監視すべきである。【事業者】	今回の改定案では、卸電力市場における相場操縦を「問題となる行為」と位置づけており、御指摘のような市場価格のつり上げについても、本指針に沿って適切に監視を行ってまいります。
30	② インサイダー情報の公表を行わないこと	計画外停止時の事業者の負担を減らす観点から、JEPX サイトでのインサイダー情報の詳報・公表と、電気関係報告規則上の発電支障事故速報との整合をとっていただき、詳報は、発電支障事故速報内容と同一の内容・フォーマットにしてもらいたい。また、可能であれば、どちらか1回の手続で両方の報告を実施したことにしてもらいたい。【事業者】	電気関係報告規則の発電支障事故速報は、事故の再発防止という観点から事故発生状況や事故原因の報告を求めるものであるのに対し、本指針のインサイダー情報の公表（詳報）は、取引参加者に発電所事故の概要を知らせることで発電所復旧時期についての予見可能性を与えるためのものであり、両者は別々の趣旨・目的に基づいて求められるものです。発電所の計画外停止情報等のインサイダー情報の具体的な公表方法については、事業者の負担を軽減する方策を検討していきたいと考えております。

No	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
3 1	Ⅲ 託送分野等における適正な電力取引の在り方	「一般送配電事業者」についても、できる限り速やかな「総括原価方式」の見直しを行うべきである。【団体】	一般送配電事業者の料金規制に関する貴重な御意見をありがとうございます。本指針の改定とは直接関係のない御意見かと思われませんが、今後の政策立案の参考とさせていただきます。
3 2	Ⅲ 2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為 (1) 託送供給料金等についての公平性の確保 ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為 ① 託送供給料金	託送料金の水準の適切性は消費者の関心事であるから、需要種別間の託送料金の適切性について必要な資料や算定根拠をホームページ等で公表することを全ての一般送配電事業者に義務づけるべきである。【事業者、団体】	託送料金の適切性に関する資料の公表は、現状でも、各事業者により一定程度行われております。そのような現状を前提とすると、資料を公表しないことを「問題となる行為」と位置づける必要性はないと整理しております。また、託送料金の適切性については、個々の事業者が公表している資料のほか、電力取引監視等委員会のホームページに掲載されている料金審査専門会合の動画や議事録、資料を閲覧することで、確認することが可能となっています（参考「委員会の開催状況」： http://www.emsc.meti.go.jp/activity/ ）。
3 3	Ⅲ 2 (1) ア ② 情報公開	託送収支の状況は、一般送配電事業者の経営効率化が適切に行われ、常に託送料金引下げの努力がされているかを知る上で重要な情報であるから、託送収支に係る過去5年程度の計算書等をホームページ等で公表することを全ての一般送配電事業者に義務づけるべきである。【団体】	電気事業法上、事業者は、託送収支に係る資料を毎年度公表することが義務づけられておりますので、そちらをご参照いただければ幸いです。
3 4	Ⅳ 他のエネルギーと競合する分野における適正な電力取引の在り方	オール電化が原則として自由料金となることを踏まえ、オール電化向けの選択約款を適用する際にガスメーターやガス配管設備の撤去を条件とする行為は選択約款の遵守義務違反となる旨の記載が、本指針改定案では削除されている。しかし、	御指摘のとおり、オール電化は原則として自由料金となるため、選択約款に係る記載は本指針から削除いたしましたが、オール電化の契約の際のガス設備撤去についても、需要家の保護の観点から問題が生じていないか、適切に監視を行って

No	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p> <p>(2) オール電化等</p> <p>○ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>① 一般送配電事業者の差別的な運用</p>	<p>今後、新規の小売電気事業者が既設のガス設備の撤去をオール電化の契約締結の条件とする可能性がある。ガスから電気への切替えの際の保安を確保するためにも、そのような行為が問題となる行為であることは改定案においても明記すべきではないか。【団体】</p>	<p>まいります。</p>